

クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2020年9月14日

【円建て】マイクロローン事業者ファンド 17号

分配時報告

投資家のみなさまにおかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本ファンドは当初予定していた満期償還期日を迎えましたが、2020年8月27日に、別途「契約期間延長のお知らせ」にて配信させていただきましたとおり、運用期間を2021年1月末日まで延長いたしました。そのうえで、このたび分配を実施いたしますので、分配時報告を以下のとおりご連絡申し上げます。

本ファンドの概況

本営業者が本件匿名組合契約に基づく出資金を本営業者グループ会社（Crowdcredit Estonia OÜ、以下当社エストニアグループ会社）に貸付けたのち、キプロスを拠点に事業を展開する金融事業者である IDF Holding Limited（以下「IDF社」といいます）に貸付けを行いました。

B社の状況および本営業者の対応

本営業者は IDF社より、IDF社グループが手元流動性を確保するために、2020年4月期分配の原資となるローン元本の返済期限を繰り延べたい旨の申し出を、2020年4月22日に受領しました。かかる申し出の背景には、IDF社グループが貸付事業を行うロシアおよびカザフスタンにおいて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を踏まえて民間の融資の返済を猶予する政府令（モラトリアム）が出されたことがあります。

IDF社によれば、ロシアではおしなべてモラトリアムの影響が比較的軽微にとどまる一方で、カザフスタンでは対象者がロシアと比べて広範に及ぶことから、IDF社が受ける影響も大きいとのこと。そのため、IDF社の資金管理の観点から、2020年8月期分配の原資となるローンについても前述と同様の申し出を受領しました。かかる申し出を受けて本営業者は、上記2か国の政府令等の事実関係も確認したうえで、IDF社がエストニアグループ会社にローンを返済するスケジュールを以下のように変更しました。

- 元本の返済については、2021年1月に返済

(投資家の皆様ごとの預託金口座へのお支払いは「2021年1月期(2021年2月払い)」となります)

- 利息については、2020年8月、2021年1月に返済

(投資家の皆様ごとの預託金口座へのお支払いは「2020年8月期(2020年9月払い)」、「2021年1月期(2021年2月払い)」となります)

カザフスタンのモラトリアムは2020年6月15日に終了し、B社の手元流動性にも改善の兆しが見られるものの、B社は依然として状況を見極めたい姿勢を崩しておりません。

なお、出資金(元本)の毀損が認められるか、または予見される場合には、出資金(元本)を利息に優先して分配いたします。

2020年8月期の分配について

2020年8月期、エストニアグループ会社がIDF社から受け取った利息を原資として、以下の金額(税引き前)を分配とさせていただきます(単位:円)。

【円建て】マイクロローン事業者ファンド17号	3,101,195
------------------------	-----------

本ファンドにおいて報告すべき事象が起きた際等には、速やかに投資家の皆様にご報告できますよう努めてまいります。

会社概要(クラウドクレジット・ファンディング合同会社)

【代表社員】クラウドクレジット株式会社

【設立年月】2016年3月

【資本金】1,000,000円

【住所】東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号